

(目的)

第1条 この条例は、日立市の区域内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境及び自然環境の保全を図り、市民の安全安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備であつて、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 設置工事 太陽光発電設備を設置する工事及び木竹の伐採、土地の形質の変更その他太陽光発電設備を設置するために必要な工事をいう。
- (5) 事業区域 設置工事及び太陽光発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に利用する土地を含む。)をいう。
- (6) 土地所有者 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び土地管理者をいう。
- (7) 地域住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者又は土地管理者
 - イ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民又は当該区域で事業を営む者
 - ウ 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域に居住する住民が所属する町内会、自治会等の会長(同様の職務を担当するものを含む。)
 - エ その他市長が必要と認める者

(適用範囲)

第3条 この条例は、太陽光発電設備を土地に自立して設置する太陽光発電事業であつて、次のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上のもの(実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が50キロワット以上となる場合を含む。)
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル以上のもの(実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する事業区域を合計した面積が500平方メートル以上となる場合を含む。)

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例及び関連する法令等を遵守するとともに、自然環境、景観及び生活環境の保全並びに災害の防止に十分に配慮し、地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。

- 2 事業者は、第8条に定める区域において、設置工事及び太陽光発電事業を行わないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第9条に定める事項に配慮して設置工事及び太陽光発電事業を行うよう努めなければならない。
- 4 事業者は、設置工事及び太陽光発電事業に係る事故等により第三者に損害を及ぼしたとき又は紛争が生じたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 5 事業者は、施工中の設置工事又は太陽光発電事業を廃止したときは、速やかに当該設備を撤去し、自然環境の回復並びに景観の保全及び災害の防止に努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民等の生活環境を損なうおそれがある事業者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、この条例の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、太陽光発電設備の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定し、事業者に対し、当該抑制区域において太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができる。

- 2 抑制区域は、規則で定める。

(配慮事項)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、設置工事及び太陽光発電事業の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、事業者に対し、適切な対応を求めることができる。

2 配慮事項は、規則で定める。

(事業の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当する事業者は、設置工事及び太陽光発電事業を行ってはならない。

(1) 日立市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)

(2) 太陽光発電事業に係る契約相手が暴力団等であるもの

(3) 暴力団等がその事業活動を支配するもの

(事前協議)

第11条 事業者は、第13条第1項の実施協議書を提出しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(合意形成)

第12条 事業者は、次条第1項の実施協議書の提出を行う前に、地域住民等に対し、事業内容を説明し、必要に応じて説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、地域住民等からの意見を集約し、合意形成を図るよう努めなければならない。

3 事業者は、設置工事又は太陽光発電事業に係る苦情又は要望等があったときは、誠意をもって対応し、必要に応じて協定書等を作成し、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

4 第1項の規定は、次条第2項の規定による実施協議書の内容の変更について準用する。

(実施協議)

第13条 事業者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、実施協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の実施協議書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に伴う協議書を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(協議終了の通知)

第14条 市長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の通知に意見を付することができる。

(工事着手等の届出)

第15条 事業者は、前条第1項の通知を受け、設置工事に係る次に掲げる行為を行おうとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 設置工事に着手するとき。

(2) 施工中の設置工事を中止するとき。

(3) 中止していた設置工事を再開するとき。

(4) 設置工事が完了したとき。

(5) 施工中の設置工事を廃止するとき。

(工事完了等の確認)

第16条 市長は、前条第4号の規定による設置工事を完了した旨の届出又は同条第5号の規定による施工中の設置工事を廃止する旨の届出を受けたときは、現地確認を行うものとする。

(標識の設置)

第17条 事業者は、太陽光発電設備の稼働期間中、事業区域内の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(侵入防止措置)

第18条 事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように周囲にフェンス等を設置し、侵入防止措置及び安全対策を講じなければならない。

(異常発生時の対応)

第19条 事業者は、太陽光発電設備に自然災害等による被害又は異常が発生したときは、速やかに現地を確認し、早急に対処するとともに、市長に報告し、地域住民等に周知しなければならない。

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲受けその他の事由により、事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(発電事業終了後の適正処分等)

第21条 事業者は、太陽光発電事業を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の事業者及び第15条第5号の規定による設置工事を廃止した事業者は、速やかに太陽光発電設備を撤去し、関係法令等に基づき適正に処分しなければならない。

3 前項の事業者は、太陽光発電設備の撤去及び処分が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、市長は、現地確認を行い、必要な助言又は指導をすることができる。

5 事業者は、第2項に規定する撤去及び処分を速やかに行うために、必要な資金の確保に努めなければならない。
(報告の徴収及び立入調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(助言、指導及び勧告)

第23条 市長は、事業者に対して、この条例の目的の達成のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第13条に規定する実施協議を行わず、又は虚偽の協議をしたとき。

(2) 事業者が正当な理由なく第14条に規定する実施協議終了の通知を受ける前に設置工事に着手したとき。

(3) 第15条第2号の規定による設置工事の中止を届け出た後、相当の期間が経過した後も、なお設置工事を再開しないとき。

(4) 第17条又は第18条の規定による設備を設置しなかったとき。

(5) 第21条第2項の規定による撤去及び処分を行わなかったとき。

(6) 事業者が前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項に規定する事業区域への立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項に規定する助言若しくは指導又は勧告を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(公表)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第25条 市長は、前条第1項の規定により公表を行った後、公表の内容及び事実を国又は県に報告することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置工事に着手している事業者であって、設置を完了していないものについては、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで、第14条及び第15条第1号の規定は、適用しない。

3 施行日前に太陽光発電設備の設置を完了している事業者については、同日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、第8条から第13条第1項まで及び第14条から第16条までの規定は、適用しない。

4 施行日から60日を経過する日までの間に設置工事に着手しようとする事業者に係る第13条第1項の規定の適用については、「設置工事に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。